

令和8年度 公共事業労務費調査業務

特 別 仕 様 書

近 畿 農 政 局

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、農林水産省近畿農政局が施行する「令和8年度公共事業労務費調査業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。

第2条 通則

別途発注者が交付する「公共事業労務費調査の手引き」によるほか、本仕様書によるものとする。

第3条 業務上の疑義

本業務の遂行にあたっては、受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第4条 守秘義務

受注者は、個人情報保護法の厳守とともに、本業務の遂行上知り得た事項を発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第5条 調査員

1. 受注者は本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に提出するものとする。
また、受注者は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、発注者に通知しなければならない。
2. 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

第2章 業務内容等

第1条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

第2条 業務の内容

国土交通省 HP【公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について】
【https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html】等で作業内容を把握の上、別表1に記載の調査対象工事の受注業者より提出のあった調査票の審査を行い、疑義や修正がある場合は、工事受注業者へ電話で聞き取り調査を行うものとする。

1. 調査対象工事

調査対象工事は、10月に稼働している工事とし、別表1「調査対象工事名簿」を想定している。

なお、調査対象工事件数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

2. 調査票等の審査等

(1) 一次審査

受注者は、調査対象工事の受注業者（元請業者及び下請業者）から郵送された「賃金調査票」、「各種手当て内訳票」、「臨時の給与年計票」及び「補足調査票」を、「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき個々に審査する。

また、交通誘導員については、発注者が指示する業者について審査を行うものとする。

(2) 補充調査

受注者は、必要が生じた場合、調査票等の記載内容について、電話による受注業者からの聞き取り及び不足資料の提出依頼等による補充調査を行う。

(3) 二次審査

別表2に示す調査会場にて一次審査提出書類のチェック作業を行う。

(4) データ入力

一次審査終了後、発注者が指定する様式にてデータの入力を行う。

3. 審査結果の整理

(1) 無効調査票の整理

受注者は、審査過程において無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数の整理を行う。

(2) 調査票等の記入ミスの整理等

受注者は、調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理等を行う。

第3条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と適宜打合せ・協議を行うものとする。

第3章 成果品

第1条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

①調査報告書	・・・・・・・・・・ 1 部
②調査票受領書	・・・・・・・・・・ 1 部

第2条 調査票等の提出

受注者は、審査を行った賃金調査票、各種手当の内訳票、臨時の給与年計票及び補足調査票を、別途通知する期日までに発注者に提出する。

第3条 成果品の提出先

成果品の提出先は、近畿農政局農村振興部設計課とする。

第4章 雑則

第1条 履行期間

本業務の履行期間は、契約の翌日から令和9年3月5日迄とする。

第5章 環境配慮のチェック・要件化

第1条

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃

料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行

わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別表 1 調査対象工事名簿

近畿農政局

調査時期	番号	工事名	調査方法	施工地域名	施工地域市町村名	事務所名等
10月		杉原川揚水機場高圧ポンプ等設備更新工事	オンライン	兵庫県	多可町	加古川水系広域農業水利施設総合管理所
		船木池堤体他改修建設工事	オンライン	兵庫県	小野市	東条川二期農業水利事業所
		曽根サイホン建設その1工事	オンライン	兵庫県	小野市、加東市	東条川二期農業水利事業所
		柏木団地区画整理(その2)工事	書面	滋賀県	東近江市	東近江農地整備事業所
		桂川西工区区画整理(その5)工事	オンライン	京都府	亀岡市	亀岡中部農地整備事業所
		桂川西工区区画整理その9ー2工事	書面	京都府	亀岡市	亀岡中部農地整備事業所
		関戸支線水路第2工区建設工事	オンライン	和歌山県	和歌山市	和歌山平野農地防災事業所
		関戸支線水路第3工区建設工事	オンライン	和歌山県	和歌山市	和歌山平野農地防災事業所
		四箇井出島排水路建設工事	オンライン	和歌山県	和歌山市	和歌山平野農地防災事業所
		小田井水路(木積右岸排水路)第2工区建設工事	オンライン	和歌山県	岩出市	和歌山平野農地防災事業所
		藤崎井水路(波分排水路)建設工事	オンライン	和歌山県	岩出市	和歌山平野農地防災事業所

※調査方法は、対象工事の受注者との協議により変更する場合がある。

別表2 審査日程及び会場

「二次審査の日程及び会場」(案) ※会場及び日程等はあくまで、予定であり、今後変更の可能性あり

府県名	二次審査予定日	審査会場		所在地	件数	備考
大阪府	令和8年12月	近畿地方整備局 会議室		大阪市中央区大手前3-1-41	3	